

資料 1－4

土壤汚染等対策基準等（案）

特定有害物質の名称	土壤汚染等対策基準（条例施行規則第37条）			愛知県土壤汚染等対策指針	
	土壤溶出量基準 (mg/l) 規則別表第16	土壤含有量基準 (mg/kg) 規則別表第17	地下水基準 (mg/l) 規則別表第18	第二溶出量基準 (mg/l) 指針別表第1	
第1種 揮発性 特定 有害 物質 (揮 發 性 有 機 化 合 物)	クロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下
	1, 3-ジクロロプロパン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	3 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下	0.3 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
第2種 （重 金 屬 等） 特定 有害 物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
	シアノ化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアノとして)	検出されないこと	1 以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が0.0005以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	水銀が0.005以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	ふつ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	30 以下
第3種 （農 薬 等） 特定 有害 物質	ジマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	P C B	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1 以下

○ 土壤溶出量基準

汚染土壤から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定

○ 土壤含有量基準

汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定

○ 地下水基準

地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定

○ 第二溶出量基準

措置を講じる際に、一定の制限がなされる基準

（例：「原位置封じ込め」を実施する際は、第二溶出量基準に適合させた上で施工する。）